国土交通省北海道開発局

室蘭開発建設部　鵡川沙流川河川事務所

River Management

河川管理レポート

2023.4-2024.3

鵡　　川

はじめに

平成 27 年は関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防の決壊、平成 28 年は８月の台風９、１０、１１号の影響により、北海道に多大な被害をもたらしました。また、平成 29 年は九州北部豪雨による災害、平成 30 年７月は西日本を中心とした豪雨災害、同年９月には胆振東部地震が発生し、胆振・日高管内では最大震度 7 を観測、厚真町では大規模な土砂災害が発生したほか、鵡川の堤防にも亀裂を生じる被害が発生しました。令和４年８月には鵡川で避難判断水位を超える出水が発生しました。このように近年では毎年のように全国各地で大規模な災害が発生し、異常な豪雨が頻発する状況にあり、引き続き治水安全度を向上させる堤防整備等を進めることとあわせて、既存の施設を適切に維持管理することにより、持続的な安全を確保することがますます重要となっています。さらに、社会資本全体として既存施設の老朽化が懸念される中で、近年の厳しい財政状況も考慮して、河川という自然公物の特質に即した効果的・効率的な維持管理を行うことが必要です。

室蘭開発建設部では、このような背景を踏まえ「河川維持管理計画＜鵡川＞」を策定し、本計画に基づき河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的に調査・点検・モニタリングを行います。河川維持管理にあたっては、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期間にわたり繰り返し、その結果を記録するとともに、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくというＰＤＣＡサイクル型維持管理体系の構築に努めます。

また、あわせて、通常、見えにくい河川維持管理の取り組みを皆様へ知って頂くため、ＨＰ等を通じた「河川管理の見える化」に取り組んでいます。

本レポートでは、鵡川沙流川河川事務所における日々の河川管理の取り組みを紹介するものです。

令和６年３月

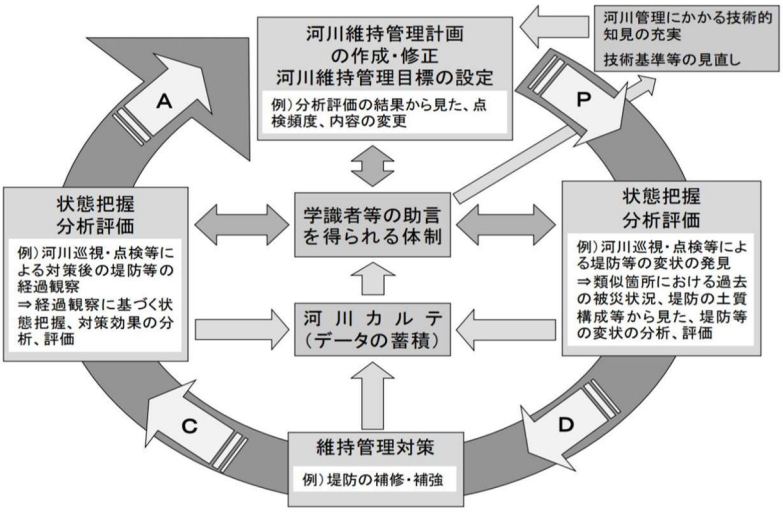

サイクル型維持管理体系のイメージ

目　次

【第Ⅰ部】
1．河川の概要 ・・・

4.9　障害物除去・塵芥処理
4.10　堆積土砂掘削
4.11　標識等の補修・設置
4.12　許可工作物の管理指導
4.13　不法投棄対策
4.14　水防のための対策
4.15　河川管理者と市町村と連携して行うべき事項

【第Ⅲ部】
5．鵡川のできごと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

6．その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

7．令和６年度の取り組み計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

1．河川の概要

鵡川は、その源を北海道勇払郡占冠村の狩振岳（標高1,323m）に発し、占冠村においてパンケシュル川、双珠別川等を合わせ、赤岩青巌峡を流下し、むかわ町穂別において穂別川を合わせ、むかわ町市街地を経て太平洋に注ぐ、幹川流路延長 135km、流域面積 1,270ｋ㎡の一級河川です。

鵡川の河床勾配は、源流から占冠村市街地に至る上流部が1/150 以上、占冠村ニニウから川西頭首工付近までの中流部が約 1/100～1/1,000、川西頭首工から河口までの下流部が約 1/1,000 です。

鵡川　上流部

鵡川　中流部

鵡川　下流部

流域は、北海道胆振東部のむかわ町、上川南部の占冠村の１町１村からなり、胆振東部における社会・経済・文化の基盤をなしています。流域の土地利用は山林が約 82%、水田や畑等の農地が約 6%、宅地等その他が約 12%となっています。

全流域の約８割が森林で占められる流域は、秋の紅葉をはじめとした自然景観に恵まれています。特に上流部の赤岩青巌峡や中流部の福山渓谷等、見ごたえのある景勝地が分布しています。流下するにしたがって、本川のせせらぎは周辺の田園景観とよく調和しています。

下流部のむかわ町市街部では、周辺に田園風景が広がり、また、市街地周辺の河川敷にはたんぽぽ公園が整備されるなど、親水性に富んだ水際空間が形成されています。河口部は、広がりのある河川空間と太平洋の海岸線および干潟等で構成されています。

鵡川流域の中下流部は農耕地として明治初期からひらけ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれるとともに、近年は「鵡川牛」、「穂別メロン」、「レタス」や商標登録が認められた「鵡川ししゃも」等地域ブランド化への取り組みが活発に行われているほか、花き栽培は全国有数の産地となっています。さらに、鵡川はシシャモやサケ等が遡上し、河口の干潟はシギ・チドリ類のシベリアとオーストラリア等を結ぶ中継地になっており、豊かな自然環境に恵まれています。

胆振総合振興局管内では、近年、集中豪雨が頻発している状況にあります。さらに、鵡川は河口部においても河床勾配約 1/1,000 の急流河川であり、洪水時の水位上昇が早く、降った雨が早く集まるという特性があるほか、流域の土砂生産量や河道における土砂移動量が大きいことも特徴

となっています。また、河道内樹木については、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川環境を形成するなど、多様な機能を有していますが、流下能力の阻害要因となる箇所もあり、植生管理も重要です。

水質については、鵡川上流（双珠別川（そうしゅべつがわ）合流点から上流）が水質環境基準河川 AA 類型、鵡川下流（双珠別川合流点から下流）が河川 A 類型に指定されており、鵡川の環境基準地点等における水質の一般的な指標である BOD75%値は概ね環境基準を満たしているきれいな川です。

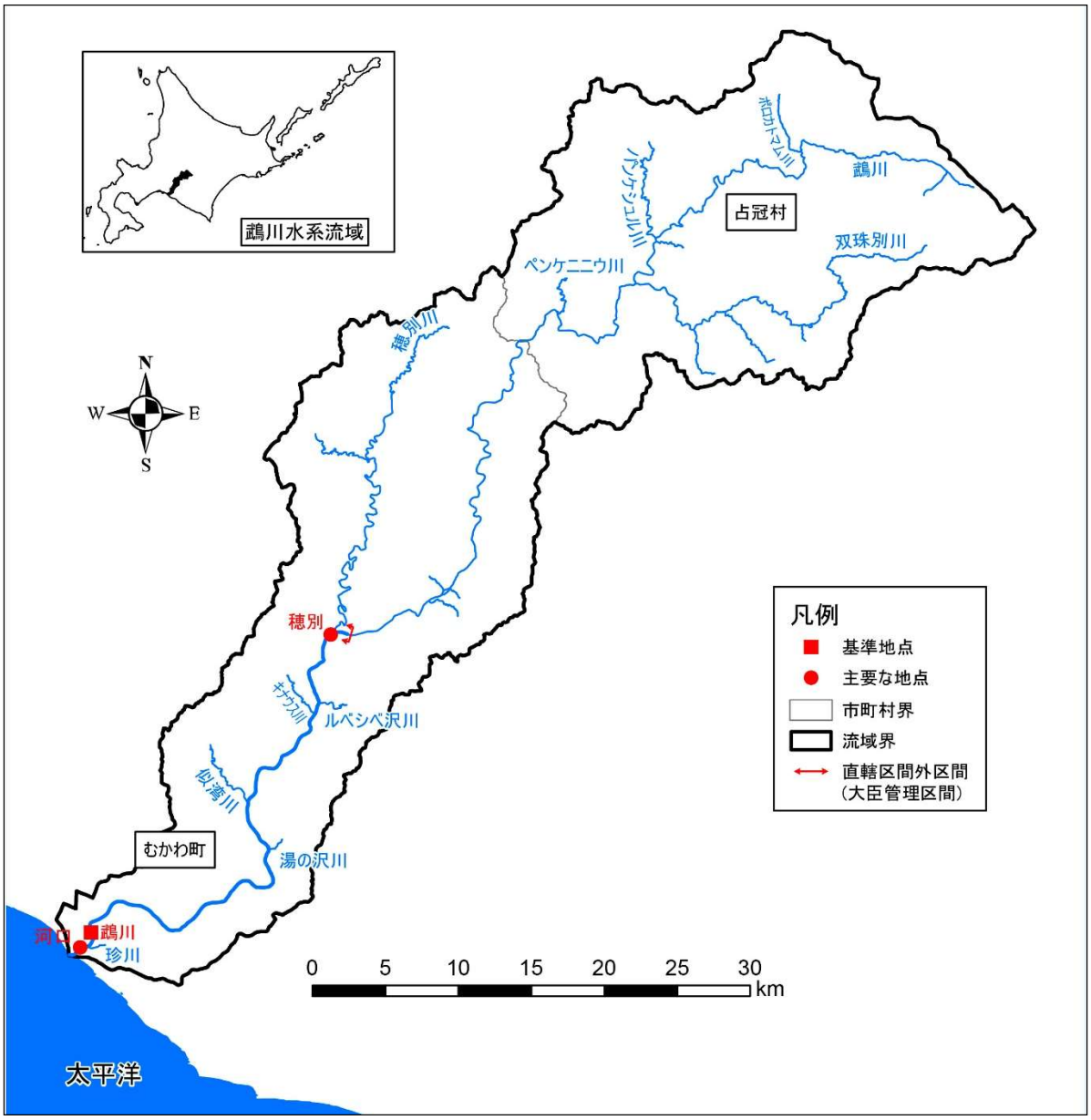

鵡川水系　概要図

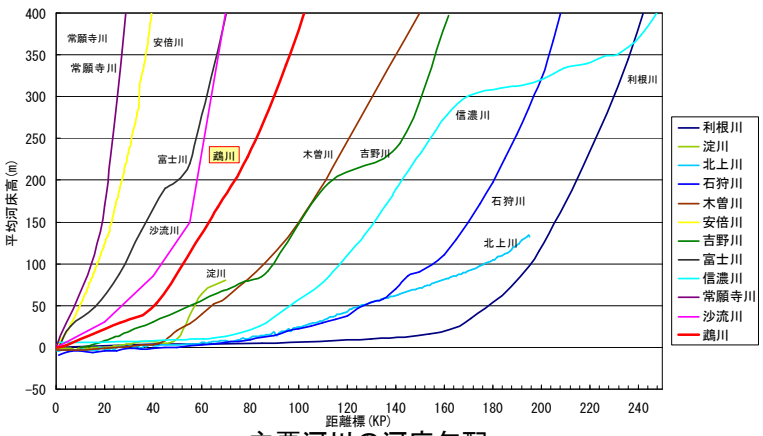

主要河川の河床勾配

1. 河川の概要

鵡川流域の主な洪水の概要は表１－１の通りです。鵡川は蛇行が多く、氾濫により住民は毎年のように苦しめられてきました。戦前では大正 11 年８月の洪水被害が大きく、戦後では特に平成４年８月の洪水が最大となっています。また、平成４年８月、平成 18 年８月洪水のように、計画高水位を超過する洪水が頻発しています。

表 1-1　既往の主要洪水の概要

発生年月日	原　因	雨量注1) (mm)	鵡川地点 流量 (m^3/s)	被　害　等注2)
大正 11 年 8 月 24～25 日	台風	83 (苫小牧)	3,600	胆振支庁管内、死者 8 人、行方不明 2 人、負傷者 1 人、家屋流失 61 戸、同浸水 1,614 戸、田浸水 1,900ha、畑同 3,464ha
昭和 37 年 8 月 4 日	台風 9 号	163	1,694	鵡川町床上浸水 39 戸、床下浸水 328 戸、田被害 7.0ha、畑被害 1.5ha。穂別町死者 1 人、家屋半壊 4 戸、家屋流出 4 戸、床上浸水 105 戸、床下浸水 113 戸、田被害 21.5ha、畑被害 7.5ha。占冠村死者 1 人、行方不明 2 人、負傷者 1 人、家屋全壊 8 戸、家屋流出 12 戸、床上浸水 230 戸、床下浸水 72 戸、畑被害 120.0ha
昭和 56 年 8 月 5 日	前線 台風 12 号	164	1,562	鵡川町死者 1 人、家屋全壊 1 戸、床上浸水 12 戸、床下浸水 77 戸、田被害 0.5ha、畑被害 7.0ha。穂別町負傷者 1 人、床上浸水 2 戸、床下浸水 6 戸、田被害 20.0ha、畑被害 4.3ha
平成 4 年 8 月 7～9 日	台風 10 号 低気圧	188	2,991	鵡川町床上浸水 6 戸、床下浸水 39 戸、田被害 10.35ha。 穂別町床上浸水 16 戸、床下浸水 78 戸、田被害 93.29ha、 畑被害 5.01ha。占冠村床下浸水 6 戸
平成 13 年 9 月 11～13 日	台風 15 号 前線	214	2,773	穂別町床上浸水 1 戸、床下浸水 2 戸
平成 15 年 8 月 8～10 日	台風 10 号 前線	198	2,588	穂別町床上浸水 2 戸、畑被害 15ha
平成 18 年 8 月 18 日～19 日	前線	248	2,194	むかわ町床上浸水 5 戸、床下浸水 68 戸、田被害 37.0ha、
平成 28 年 8 月 22～23 日	台風 9 号	130	2,478	むかわ町一部損壊 1 戸、床下浸水 5 戸

※昭和 37 年以降は鵡川地点ピーク流量 1,500m^3/s 以上の洪水から選定。

注 1）雨量は鵡川地点上流域での流域平均 24 時間雨量、ただし大正 11 年は日雨量しか存在しないため「鵡川沙流川治水史」に記載の 1 日雨量。

注 2）大正 11 年の被害等は「鵡川　沙流川治水史」による。昭和 37 年～平成 4 年、15 年の被害等は「北海道災害記録」による、鵡川町と穂別町、占冠村の値。平成 13 年の被害等は「水害統計」による。平成 18 年の被害等は洪水報告書（室蘭開発建設部）による速報値。

※北海道災害記録による被害等は集計上、支川、内水被害等を含む。

平成 4 年 8 月洪水　旧穂別町市街部

平成 15 年 8 月洪水　むかわ町市街部

1. 河川の概要

鵡川流域の主な地震の概要は表１－２の通りです。鵡川流域では過去に昭和 27 年３月及び昭和 43 年５月に十勝沖地震、平成５年１月釧路沖地震、平成６年 10 月北海道東方沖地震、平成 15 年９月十勝沖地震、近年では平成 23 年３月東北地方太平洋沖地震、平成 30 年９月北海道胆振東部地震による被害が発生しています。平成 30 年９月６日３時７分に発生した胆振地方中東部を震源とする地震では、厚真町で北海道では初めてとなる震度７を記録したほか、安平町で震度６強、日高町および平取町で震度 6 弱の揺れを観測しました。胆振日高管内でも土砂災害や家屋の倒壊等の被害を受け、直轄河川である鵡川・沙流川では堤防天端に縦・横断亀裂、堤防法面に縦断亀裂などの堤防本体の変状が発生しました。平成 18 年には、むかわ町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されています。

表 1-2　鵡川流域の主な地震の概要

発生年月日	地震名等	主な市町村の震度[注1)]	M (ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	地震被害等
1952年 (昭和27年) 3月4日	十勝沖地震	【震度5】　浦河町ほか	8.2	重軽傷10名 住宅被害等148棟[注2)]
1968年 (昭和43年) 5月16日	十勝沖地震	【震度5】　苫小牧市ほか	7.9	重傷2名、軽傷8名 住宅被害等47棟[注3)]
1993年 (平成5年) 1月15日	釧路沖地震	【震度6】　釧路市	7.5	軽傷1名[注3)]
1994年 (平成6年) 10月4日	北海道東方沖 地震	【震度6】　釧路市ほか	8.2	―
2003年 (平成15年) 9月26日	十勝沖地震	【震度6弱】　新冠町ほか	8.0	重傷2名、軽傷9名 住宅被害等7棟[注3)]
2011年 (平成23年) 3月11日	東北地方 太平洋沖地震	【震度4】　むかわ町ほか	9.0	漁港[注3)]
2018年 (平成30年) 9月6日	北海道 胆振東部地震	【震度7】　厚真町 【震度6強】むかわ町ほか 【震度6弱】 日高町、平取町ほか[注4)]	6.7[注4)]	死者1名、重傷2名、 軽傷250名 住宅被害等1,084棟[注5)]

※発生日時、震源、震度、マグニチュードは、気象庁ウェブサイト「震度データベース検索」による
注 1)鵡川流域内においては観測の記録なし
注 2)出典:1968 年十勝沖地震調査報告(1968 年十勝沖地震調査委員会、1969.3)
注 3)出典:災害記録(北海道)
注 4)出典:平成 30 年北海道胆振東部地震の評価（気象庁、2018.10）
注 5)出典:平成 30 年北海道胆振東部地震による被害及び消防機関等の対応状況（第 33 報）（消防庁、2018.11）

◆　鵡川の河川管理区間

鵡川における管理区間は以下の通りです。

鵡川　管理区間延長　42.9km

鵡川の管理区間図

2．河川維持管理の概要

2.1 河川維持管理の目標

【河道流下断面の確保】

堆積土砂の掘削	河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、整備計画目標流量を満足している区間においては、整備計画目標流量を維持するよう、また整備計画目標流量を満足していない区間については、現況の流下能力の確保を基本とし、河川整備と整合を図りながら掘削を実施します。
樹木伐開	河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、整備計画目標流量を満足している区間においては、整備計画目標流量を維持するよう、整備計画目標流量を満足していない区間については、現況の流下能力の確保を基本とし、河川整備と整合を図りながら樹木の伐開を実施します。また、河川管理施設の保護、河川巡視の支障となる場合、ＣＣＴＶカメラの視認の支障となる場合、流量等観測精度を確保する場合に樹木の伐開を実施します。
堤防の高さ・形状の維持	河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、定期縦横断測量を実施し堤防の高さ、形状の確認を行い、整備計画目標流量を満足している区間においては、整備計画目標流量の維持、整備計画目標流量を満足していない区間については、現況の流下能力の確保を基本とし、河川整備と整合を図りながら堤防の高さと形状の維持を実施します。

【施設の機能維持】

各河川管理施設の機能維持	各施設が維持すべき機能が低下する恐れがある変状等が見られた場合には、モニタリングを継続します。また、変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障をもたらすと判断した場合には、必要な対策を実施します。
水文観測施設の補修	観測精度が確保されていないと判断された場合は、確実な観測が行えるよう必要な対策を実施します。
河川利用施設の補修	高水敷では公園が整備され、河川利用者が多いことから、各河川利用施設の機能維持を図ります。基盤や河岸などの変状等が見られた場合は、その状態から施設の機能に重大な支障をもたらすと判断した場合には、必要な対策を実施します。

【施設の機能維持】

緊急時の対策	出水時及び水質事故等への対策を万全とするため、側帯設置や水防及び水質事故資機材等の整備を実施します。資機材等については、定期的に点検を行い、保管状況を把握するとともに、不足の資機材は補充を行います。

【維持修繕計画】

河川管理施設の機能維持	修繕が必要な老朽施設等の補修を行い河川管理施設としての機能を維持します。

【河川区域の適正な利用】

不法行為等の是正・防止	河川敷地の不法占用や不法行為については、平常時の河川巡視により状況把握を行い、不法行為を発見した場合は、原因者への指導、是正措置に努めます。

2.2 河川維持管理における主な実施内容

河川の維持管理は、河川維持管理計画に基づき、河川巡視、河川管理施設点検等により河川の状態把握を行い、これらを踏まえて、施設の補修・更新等の必要な維持管理対策を随時実施しています。

◆ 河川の維持管理

堤防除草

河川巡視

堤防点検

河川管理施設状況把握

樋門操作点検

安全利用点検

3．具体的な維持管理対策

3.1 維持管理の条件整備

3.1.1 堤防除草（堤防監視の条件整備）

◆　実施の基本的な考え方

堤防の変状等の外観点検を迅速かつ的確に行うこと等を目的に実施します。

3.1.2 除草後の措置

◆　実施の基本的な考え方

必要に応じ刈草の飛散防止のための措置を実施します。また、重要水防箇所を中心に集草し、水防対策に努めます。

3.2 河川巡視による状況把握

3.2.1 平常時の河川巡視

◆　実施の基本的な考え方

平常時の河川巡視は河川維持管理の基本をなすものであり、定期的、計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために実施します。

3.2.2 出水時の河川巡視

◆　実施の基本的な考え方

出水時においては、状況が時々刻々と変化し、これに対応して適切な措置を講じる必要があります。出水時の河川巡視は、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等の状況を概括的に把握するために実施します。

3.2.3 目的別河川巡視

◆　実施の基本的な考え方

堤防、護岸、樋門樋管などを対象とし、より詳細な徒歩による目視を含む巡視を行い、適切な河川管理を実施します。

3.2.4 異常時河川巡視

◆　実施の基本的な考え方

河川における水質事故や火災等の発生時、またはそのおそれのある場合に河川の状況を把握するために巡視を行います。なお、巡視にあたっては、巡視者の安全確保を優先した上で実施します。

3.3 点検

3.3.1 出水期前・台風期点検

◆　実施の基本的な考え方

河川が有するべき河道の流下能力、堤防等の河川管理施設の安全性について、治水上の機能確保を目的に点検を実施します。

3. 3. 2 出水後点検

◆　実施の基本的な考え方

氾濫注意水位を超える出水が発生した場合に点検を実施します。また、氾濫注意水位には達しないが、水防団待機水位以上の経過時間が48時間以上となった場合も点検を実施します。

3. 3. 3 地震時点検

◆　実施の基本的な考え方

点検の基準となる震度を観測した場合、地震発生後に河川管理施設等の被災や異常を確認するため点検を実施します。

3. 3. 4 機械設備及び電気通信設備を伴う河川管理施設の点検

◆　実施の基本的な考え方

機械・電気通信設備を伴う河川管理施設の土木施設部分については、出水期前点検や出水・地震後点検等を実施します。また、機械・電気通信設備については所定の定期点検を計画的に実施します。

3. 4 天端補修

◆　実施の基本的な考え方

河川巡視や堤防点検、および水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端の補修（不陸箇所の砂利のかき起こし整正、天端敷砂利、アスファルト修繕等）を実施します。

3. 5 高水敷樹木伐開

◆　実施の基本的な考え方

流下能力の維持、河川管理施設の保護（樹木の浸入等による損傷防止）、適切な河川監視及び管理（河川巡視の障害、ＣＣＴＶの可視範囲の確保、流量観測精度の確保、不法投棄対策等）や良好な河川環境を保全することを目的に河川整備計画との整合を図りながら計画的に実施します。

3. 6 法面補修

◆　実施の基本的な考え方

堤防機能の維持を目的に、法面補修を実施します。

3. 7 護岸補修

◆　実施の基本的な考え方

護岸機能の維持を目的に、護岸の補修を実施します。

3. 8 河川管理施設修繕

◆　実施の基本的な考え方

樋門本体、ゲート設備及び電気通信施設等の機能維持を目的に、補修を実施します。

3. 9 障害物除去・塵芥処理

◆　実施の基本的な考え方

流下断面の阻害や河川管理施設への影響となる流木の除去や良好な河川空間の維持を目的に、障害物除去、塵芥処理を実施します。

3. 10 堆積土砂掘削

◆　実施の基本的な考え方

排水能力確保を目的に、排水阻害となっている樋門や水路の堆積土砂掘削を実施します。また、河道において土砂が堆積している箇所を河川巡視、出水後点検等で調査し流下能力の変化を把握した上で、河川整備計画と整合を図り、必要に応じて土砂掘削を実施します。

3. 11 標識等の補修・設置

◆　実施の基本的な考え方

河川名標識、啓発標識及び境界杭の維持を目的に、破損や劣化等の補修を実施するとともに、必要に応じて新たな標識の設置を実施します。

3. 12 許可工作物の点検・補修

◆　実施の基本的な考え方

許可工作物については施設管理者により、河川管理施設に準じた適切な維持管理がなされるよう許可に当たっては必要な許可条件を付与するとともに、設置後は年１回点検を行うよう指導・監督等を行っています。

3. 13 不法投棄対策

◆　実施の基本的な考え方

不法投棄を発見した場合には、行為者の特定に努め、行為者への指導監督、撤去等の対応を適切に行います。

3. 14 水防等のための対策

3. 14. 1 水防のための対策　河川に係わる情報の収集

◆　実施の基本的な考え方

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳、河川カルテを整備・保管します。また、水文、水質、土砂の移動状況、土地利用などの河川管理に資する情報も収集し保管します。

3. 14. 2 水質事故対策

◆　実施の基本的な考え方

水質事故に伴う水質汚濁対策や情報連絡を円滑に行うために、関係機関及び河川管理者からなる「北海道一級河川環境保全連絡協議会　鵡川沙流川部会」の会則に基づき、部会等を定期的に開催し水質事故対策資材の備蓄、連絡体制の確認、水質事故訓練など、水質汚濁防止体制の充実に努めます。

3. 15 河川管理者と市町村で連携して行うべき事項

3. 15. 1 市町村との連携・調整

◆　実施の基本的な考え方

市町村と連携して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施します。

3. 16 河川管理者と地域住民、河川協力団体等・市民団体との連携事項

3. 16. 1 地域住民、河川協力団体等、市民団体等との協働

◆　実施の基本的な考え方

河川環境の保全や河川利用について、地域住民、河川協力団体等、市民団体等との協働により、地域の特性を反映した河川の維持管理を実施します。

3. 17 文化の伝承

3. 17. 1 アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理

◆　実施の基本的な考え方

伝統儀式等が継続的に実施出来るよう河川空間の管理に努めます。

４．令和５年度の維持管理の実施状況

4.1 維持管理の条件整備

4.1.1 堤防除草（堤防監視の条件整備）

◆　取り組み状況

堤防点検を実施するため、堤防法面および堤内排水等の除草を実施しました。

◆　取り組み場所

全管理区間

堤防除草実施状況

4.2 河川巡視による状況把握

4.2.1 平常時の河川巡視

◆　取り組み状況

河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域等における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集等を対象として、夏期は週１回、冬期は隔週１回の河川巡視を実施しました。

◆　取り組み場所

全管理区間

堤内排水路巡視状況

堤防巡視状況

樋門巡視状況

4. 2. 2 出水時の河川巡視

◆　取り組み状況

出水時では、状況が時間とともに変化するため、これに対応するため適切で迅速な措置が必要です。出水時河川巡視では、堤防、河道（洪水流、河道内樹木）、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水状況等を概括的に把握するために実施します。

◆　取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4. 2. 3 目的別河川巡視

◆　取り組み状況

河川特性や河川管理の課題等を踏まえ、箇所・目的等を絞った目視を含む巡視を行い、異常等を把握したため、速やかに対応策を検討し実施しました。

◆　取り組み場所

全管理区間

不法投棄巡視（高水敷）

河道の状況（橋梁）

4. 2. 4 異常時河川巡視

◆　取り組み状況

河川の異常が発生した場合（事故、火災等）、またはそのおそれのある場合に河川の状況を把握するために巡視を実施します。異常確認の場合、関係機関へ連絡します。

6月11日に震度4の地震（むかわ町穂別、むかわ町松風）が発生し、巡視を行いましたが異常はありませんでした。

◆　取り組み場所

全管理区間

4.3 点検

4.3.1 出水期前・台風期点検

◆　取り組み状況

出水期前、台風期については、融雪出水の状況や堤防除草後等を考慮して適切な時期に堤防、河川管理施設、河道の点検を実施しました。

◆　取り組み場所

全管理区間

点検の様子（堤防・河川管理施設）

4.3.2 出水後点検

◆　取り組み状況

氾濫注意水位を超える出水が発生した場合、出水後に点検を実施します。

◆　取り組み状況

今年度の取り組みはありませんでした。

4.3.3 地震時点検

◆　取り組み状況

震度5弱以上の地震が発生した場合、地震発生後直ちに点検を実施します。また、津波の影響が予測される区域においては、大津波警報、津波警報注意報が解除され安全が確認できてから点検を実施します。

◆　取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4.4 天端補修

◆　取り組み状況

点検結果から、不陸による段差が発生し、河川管理に支障をきたす箇所がある場合に天端補修を実施します。

◆　取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4.5 高水敷樹木伐開

◆　取り組み状況

流下能力の維持及び向上が必要な箇所、河川巡視上の障害・不法投棄多発箇所、支川合流部および樋門吐口水路における流水の阻害箇所において、高水敷樹木伐開を実施します。

また、公募型樹木採取（試行）により樹木の利活用が図られます。

※公募型樹木採取は、一般の方を対象に公募し、資源の有効利用として採取、利活用していただく制度です。

◆　取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4.6 法面補修

◆　取り組み状況

点検結果から、植生不良により降雨による法崩れや流水による洗掘等が懸念されるため、植生状況について、継続して状態監視を実施しています。

◆　取り組み場所

豊和泉築堤

法面補修状況

4. 7 護岸補修

◆　**取り組み状況**

護岸機能の維持を目的に、護岸の補修を実施します。

◆　**取り組み場所**

今年度の取り組みはありませんでした。

4. 8 河川管理施設修繕

◆　**取り組み状況**

河川巡視及び点検結果の状況報告において、樋門本体の機能維持のため、補修を実施しました。

◆　**取り組み場所**

シモカナイ樋門

水位計更新状況

4. 9 障害物除去・塵芥処理

◆　**取り組み状況**

流下断面の阻害や河川管理施設への影響となる流木の除去や良好な河川空間の維持を目的に、障害物除去、塵芥処理を実施しました。

◆　**取り組み場所**

穂別2号樋門

塵芥処理状況

4.10 堆積土砂掘削

◆　取り組み状況

点検結果から、施設の正常な機能維持が困難と判断されたため、堆積土砂掘削を実施しました。

◆　取り組み場所

春日樋門、豊和泉2号樋門、旭岡1号樋門、有明1号樋門、桜岡樋門、有明3号樋門
有明右岸樋門、上和泉2号樋門

実施状況

4.11 標識等の補修・設置

◆　取り組み状況

河川名標識、啓発標識及び境界杭の維持を目的に、破損や劣化等の補修を実施するとともに、必要に応じて新たな標識の設置を実施します。

◆　取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4.12 許可工作物の管理指導

◆　取り組み状況

許可工作物の点検は施設管理者により実施されることが基本です。河川巡視等により許可工作物についても概括的な状態把握および必要に応じて施設管理者に臨時の点検実施等の指導に努めています。

また、許可工作物にあっても河川管理施設と同様に設置後長期間を経過した施設があるため、施設の老朽化の状況等に留意します。今年度は改善措置が必要な異常は確認されませんでした。

◆　取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4.13 不法投棄対策

◆　取り組み状況

河川に不法投棄されたゴミは、河川管理上大きな問題となっています。そのゴミの投棄の実態をみなさんに知っていただくために、ゴミマップを作成および更新しています。

◆　取り組み場所

全管理区間

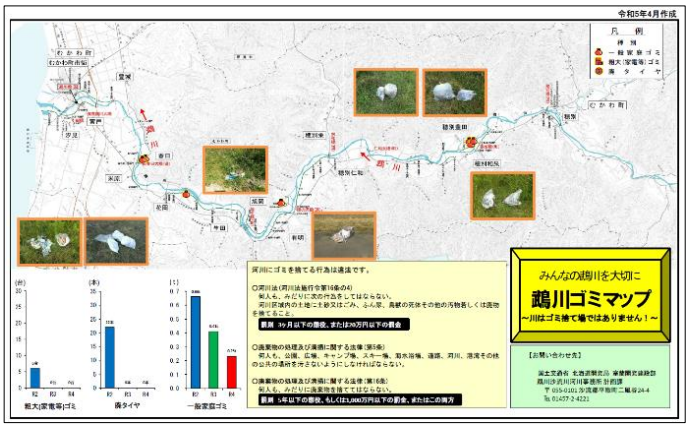

ゴミマップの作成

4.14 水防のための対策

4.14.1 樋門操作訓練

◆　取り組み状況

災害発生時の対応が迅速かつ的確に行えるように、6月16日（現地）、6月23日（遠隔操作）に職員により樋門操作訓練を実施しました。

◆　取り組み場所

豊城樋門、荷菜樋門、春日樋門、遠隔操作

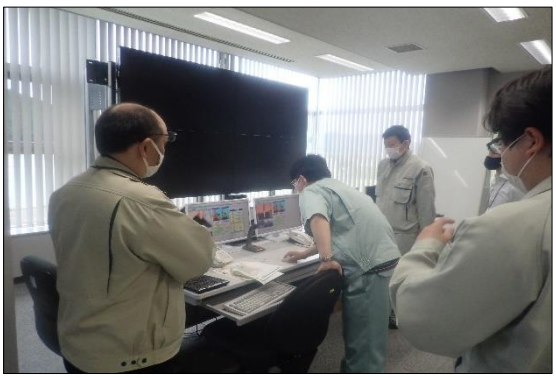

樋門操作訓練

4. 14. 2 水門等水位観測員会議

◆　取り組み状況

11月21日に樋門操作のさらなる技術向上を図る取り組みとして水門等水位観測員会議を実施しました。

水門等水位観測員会議

4. 14. 3 災害応急復旧の支援

◆　取り組み状況

備蓄している資機材や排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械を使用して　災害応急復旧活動を行います。

◆　取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4. 15 河川管理者と市町村と連携して行うべき事項

4. 15. 1 合同巡視

◆　取り組み状況

6月26日にむかわ町とともに鵡川における重要水防箇所について確認を行いました。

◆　取り組み場所

むかわ町

合同巡視状況

4.15.2 水質事故訓練（油流出事故対策現地訓練）

◆　取り組み状況

10月4日に沙流川のオコタン樋門において、日高町ほか周辺自治体、北海道、門別警察署、室蘭建設業協会と室蘭開発建設部の合同で油流出事故対策現地訓練を実施しました。

◆　取り組み場所

オコタン樋門

油流出事故対策現地訓練

5．鵡川のできごと

フィールドワークのサポート（むかわ学巡検）

◆むかわの自然環境と歴史を学ぶ科目として鵡川高校が平成 29 年から実施している「むかわ学」の一環として、7 月 18 日にネイチャー研究会 in むかわの協力のもと、鵡川河口人工干潟において水生生物調査、簡易水質調査などを行いました。

河川清掃

◆7月19、20日に地域の取り組みと連携し、河川整備や住民参加型の河川管理体系の構築のため、地域住民、河川協力団体、市民団体等と協働で河川（たんぽぽ公園、穂別川リバーサイドパーク）のゴミ拾いを実施しました。

むかわ町たんぽぽ公園

穂別川リバーサイドパーク

オオハンゴンソウ防除

◆8 月 19 日にむかわ町若草地区において、地域住民と室蘭開発建設部治水課、鵡川沙流川河川事務所の職員によるオオハンゴンソウの防除を実施しました。

流送まつり

◆むかわ町穂別流送まつりは、7 月 22 日、23 日に実施されました。穂別地区が原木の供給地として栄えた明治・大正時代に、山から切り出した原木を搬出する手段として用いた「原木流送」を由来とする祭りです。

鵡川サイクリングコース走行会 with かわたび

◆9 月 10 日に日高サイクリング協会主催の「鵡川サイクリングコース走行会 with かわたび」が開催されました。これまでは沙流川を舞台に開催されてきましたが、今年度は初めて鵡川を舞台に開催となりました。

鵡川サイクリングコースは、たんぽぽの群生地が広がる「むかわたんぽぽ公園」をスタート地点とし、国内最大の恐竜全身骨格化石の植物食恐竜「むかわ竜」を収蔵・展示している「むかわ町立穂別博物館」をゴール地点とし、延長約 40km のコースとして開催しました。

人工干潟の維持管理

◆7 月 18 日に鵡川河口人工干潟において、ネイチャー研究会 in むかわと共同で人工干潟内のごみ拾いを実施しました。

干潟ピクニック

◆6 月 24 日にネイチャー研究会 in むかわの主催で、地域の児童に鵡川河口人工干潟の野鳥や自然に親しんで貰うことを目的として開かれました。

6．その他

樋門操作時の退避水位について

◆出水等における操作員の退避の目安となる水位として、樋門の門柱および階段部等に「たいひ」という目印を表示しています。

門柱の場合

拡大

階段部の場合

拡大

わかりやすい量水標設置

◆出水時の水位確認方法として、住民の避難行動、水防団の水防活動の支援を目的に河道内の橋脚に水位表示として、「わかりやすい量水標」を設置しています。

わかりやすい量水標説明看板

鵡川大橋わかりやすい量水標

7．令和６年度の取り組み計画

令和５年度に引き続き、令和６年度も災害時に備えて平素から巡視や点検等を行うとともに、地域住民の憩いと安らぎの場として快適な鵡川となるように日常的な維持管理をおこないます。具体的な取り組みとしては、「河川維持管理計画」に準拠するとともに令和 5 年度の実績を踏まえた実施を計画しています。

表 7-1　令和 6 年度の取り組み計画

種別	実施項目	R5 実績	R6 実施計画	備考
堤防点検等のための環境整備	堤防除草	年１回	年１回	
河川巡視	平常時	週１回	週１回	
	出水時	なし	出水時	
点　検	堤防点検	年１回	年１回	
	安全利用点検	年２回	年２回	
	樋門等構造物の点検	年 15 回	年 15 回	
	電気通信施設の点検	年２回	年２回	
	許可工作物の点検（立会確認）	なし	年６回	
	観測施設、機器の点検	年１２回（総点検（検定）は年１回）	年１２回（総点検（検定）は年１回）	

リンク集

国土交通省関連

◆ 室蘭開発建設部
http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/index.html

◆ 川の防災情報
http://www.river.go.jp/

◆ ゴミマップ
https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/nkl4jv00000006us.html

地方自治体関連

◆ むかわ町
http://www.town.mukawa.lg.jp/